

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第14号）（都市計画局建築指導部指導課）

次のとおり、条例の適用を受ける行為の範囲を拡大することとしました。

- 1 次に掲げる行為について、新たに条例の適用の対象とすることとします。
  - (1) 特定特殊建築物（床面積の合計が一定の数値を超える特殊建築物をいいます。以下同じ。）及び大規模建築物（延べ床面積が1,000平方メートルを超える建築物をいいます。）の建築
  - (2) 建築物の用途を変更して特定共同住宅（共同住宅の用途に供する建築物のうち、階数が3以上で、かつ、住戸の数が15以上のものをいいます。以下同じ。）又は特定特殊建築物とする行為
- 2 住戸の数が30に満たない特定共同住宅の建築についても、標識の設置その他の建築計画に係る周知の手続を経なければならないこととします。
- 3 その他
  - 1 及び2の措置に関し必要な経過措置を定めます。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榎本 頼兼

京都市条例第14号

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を改正する条例

京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例

第1条中「の建築」を「の建築等」に改める。

第2条第2項第2号中「別表」を「別表第1」に改め、「（法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物及び同項又は同条第5項に規定する仮設建築物（以下「仮設建築物等」という。）を除く。）」を削り、同項第3号中「（仮設建築物等を除く。）」を削り、同項第10号中「建築が」を「建築等が」に、「建築主」を「建築等を行う建築主」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第9号を第12号とし、第6号から第8号までを3号ずつ繰り下げ、同項第5号中「の建築」を「の建築等」に改め、同号を同項第8号とし、同項第4号中「又は特定共同住宅」を「特定共同住宅、特定特殊建築物又は大規模建築物」に改め、同号を同項第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

(7) 中高層建築物等の建築等 中高層建築物等の建築又は建築物の用途の変更をして特定共同住宅若しくは特定特殊建築物にすることをいう。

第2条第2項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 特定特殊建築物 別表第2に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分（増築する場合又は用途の変更をして同表に掲げる用途に供する建築物にする場合にあつては、当該増築又は用途の変更に係る部分のうち、同表に掲げる用途に供する部分）の床面積の合計が、同表の右欄に掲げる面積を超えるものをいう。

(5) 大規模建築物 延べ面積（増築又は用途の変更をする場合にあつては、当該増築又は用途の変更に係る部分の床面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物をいう。

第3条第1項中「建築する」を「行う」に改め、「中高層建築物等」の右に「の建築等」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物及び同項又は同条第5項に規定する仮設建築物については、この条例の規定は、適用しない。

第4条中「の建築」を「の建築等」に改める。

第5条中「建築主等」の右に「（中高層建築物等の建築等を行う建築主等をいう。以下同じ。）」を加える。

第7条各号列記以外の部分中「建築主」の右に「（中高層建築物等の建築等を行う建築主をいう。以下同じ。）」を加え、「の各号」を削る。

第11条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「いずれか」を「最も」に改め、同項第1号中「第6条の2第1項」の右に「（これらの規定を法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を、「第18条第2項」の右に「（法第87条第1項において準用する場合を含む。）」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 中高層建築物等の建築等の工事に着手しようとする日

第11条第2項を次のように改める。

2 中高層建築物等の建築主は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる時

まで、前項の標識を設置しなければならない。

(1) 前項第1号に規定する申請をする者 法第89条第1項の規定による表示をする時

(2) 前項第1号に規定する通知をする者 法第18条第3項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受ける時

(3) 前2号に掲げる者以外の者 中高層建築物等の建築等の工事に着手する時  
第13条第1項中「いずれか」を「最も」に改める。

第15条第1項各号列記以外の部分中「、特定共同住宅の建築」の右に「（用途の変更をして特定共同住宅にすることを含む。）」を加え、「の各号」を削り、同条第2項を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表備考2中「増築後の建築物」を「増築しようとする建築物の増築に係る部分」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第2条関係）

区 分	床面積の合計
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場（結婚式場、葬祭場その他これらに類する用途に供するものを含む。）、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	平方メートル 100
百貨店、マーケット、展示場、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店、飲食店又は公衆浴場	500

備考 2以上の用途に供される建築物の場合においては、各用途ごとの床面積（共用部分がある場合は、当該共用部分の床面積を各用途ごとの床面積に応じて按

分した床面積を加算した床面積)とする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3章の規定は、この条例の施行の日以後において市規則で定める日以後に改正後の条例第11条第1項第1号若しくは第2号に規定する申請若しくは通知がされ、又は同項第3号に規定する工事に着手される改正後の条例第2条第2項第7号に規定する中高層建築物等の建築等(以下「対象建築等」という。)について適用し、同日前に当該申請又は通知がされる中高層建築物等の建築については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に対象建築等に係る次の各号に掲げる行為に相当する行為がされたときは、当該相当する行為は、それぞれ当該各号に掲げる行為とみなす。
  - (1) 改正後の条例第11条第1項の規定による標識の設置
  - (2) 改正後の条例第11条第3項の規定による届出
  - (3) 改正後の条例第12条第1項の規定による説明
  - (4) 改正後の条例第12条第2項の規定による説明
  - (5) 改正後の条例第13条第1項の規定による報告
  - (6) 改正後の条例第13条第2項の規定による報告

(関係条例の一部改正)

- 4 京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「京都市中高層建築物等の建築に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第5号」を「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第2条第2項第8号」に改める。

(都市計画局建築指導部指導課)